

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞をふくむ文字文化は、米・水などととともに、日本の国を形作ってきた基礎的財と考える。

新聞は国内外の多様な情報を、その戸別配達網により埼玉県下へ、全国へ、日々ほぼ同じ時刻に届けることで、国民の知る権利と議会制民主主義を下から支え、あわせて文字文化興隆の中軸の役割を果たし続けている。

国土も狭く資源も少ないわが国が世界有数の先進国となったのは、伝統的な勤勉性とともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を大きく果たしてきたことは広く認められるところである。

欧米の例を見ても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置をとっている。

近年、活字離れが進むなかで、書籍とともに新聞も購読率の低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されている。加えて今回の消費税率引き上げにより、新聞離れが格段と加速される恐れがあると危惧する。

よって消費税率が８％、１０％いずれの段階でも新聞への軽減税率を導入されることは、極めて肝要な施策と考える。

記

１ 消費税率引き上げにさいし、新聞への軽減税率の適用を実現すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年９月２５日

深谷市議会議長 柴 崎 重 雄

内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様